

序 章 総合計画とは

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の構成
- 3 計画の期間

1. 計画策定の趣旨

地方分権の流れが加速する中で、自立した行政サービスの提供を行うためには、身近な基礎的自治体の行財政基盤の強化が急務となっています。また少子高齢化社会の進展は、今後の行政サービスの広域的な連携強化を求めています。そのような新しい地方のあり方が問われる中で、先進的に市町村合併に取り組み、2004年（平成16年）9月1日に鳥取県東伯郡東伯町、赤碕町が対等合併し、新しく琴浦町として町制施行しました。

町制施行後、初めて策定する琴浦町総合計画は、合併時に作成した『新町まちづくり計画』を踏まえながら、町の個性を見出し、選択と集中のもと、戦略性を持った町政運営の基本方針を示すとともに、町民と行政がそれぞれの役割と責任を担い、協働しながら新しいまちづくりを進めるための指針となるものです。

また、琴浦町総合計画は、各行政分野の個別計画の上位計画であり、それぞれの計画との整合性を図ります。

〔参考〕地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければなりません。

2. 計画の構成

琴浦町総合計画は、「基本構想」と「基本計画」の2つで構成します。

① 基本構想

琴浦町のまちづくりの基本理念と、それにより実現を目指す将来像、基本目標、施策の大綱を示すものです。

② 基本計画

基本構想に基づき、各行政分野の具体的施策を示すものです。

3. 計画の期間

基本構想は、2007年度（平成19年度）から2016年度（平成28年度）を構想期間とします。

基本計画は、2007年度（平成19年度）から2011年度（平成23年度）までを前期計画、2012年度（平成24年度）から2016年度（平成28年度）までを後期計画の計画期間とします。

計画の構成

計画の期間

